



中津市監査委員告示第 21 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条の規定により別紙のとおり公表する。

令和6年10月8日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 千木良 孝 之

措置状況報告書

監査の名称：令和6年度 定期監査

課 名：財政課

指 摘 事 項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>(1)普通財産貸付について</p> <p>普通財産の貸付契約の締結にあたり、貸付料の減免に関する基準、根拠等が不明である。減免の基準、根拠等について示されたい。</p> <p>また、貸付料の減免にあたっては、契約締結時の起案文書中で、減免の基準や根拠等を添付し減免してよいかどうかを同時に伺うか、若しくは別途減免についての起案を行う必要があると思われる。</p> <p>加えて、中津市有財産規則に規定する財産貸付台帳が作成されていなかった。規則に則った台帳の作成及び提出を求める。</p> <p>(2)備品台帳について</p> <p>備品台帳が整備されていなかった。備品の適正な管理のため、早急に現品と台帳の突合により台帳整備を行い、備品台帳の提出を求める。</p> <p>(3)基金台帳について</p> <p>中津市基金管理事務取扱規則では、常に基金の状況を明らかにしておくため基金台帳を備え、基金の種類に従い必要な事項を記載し、その所管にかかわる基金の適確な運用を図るとともに、運用状況を明らかにするため基金管理簿を備えなければならないと規定されているが、台帳が整備されていなかった。</p> <p>毎月末時点の状況は適宜把握して、一覧表形式で作成されているようだが、規則に則った台帳の作成及び提出を求める。</p>	<p>ご指摘のあった件については過去の経緯から減免根拠が不明となっているため、今後の取り扱いについて課内で検討及び関係団体との調整により減免根拠を明確にしていきます。</p> <p>また、起案文書中に減免を行う旨の記述や別途減免についての起案文書について、適切な事務処理を行うよう努めます。</p> <p>財産貸付台帳につきましては、一部未作成成分がありましたので、年末までに提出します。</p> <p>ご指摘のとおりです。</p> <p>早急に備品の精査をするとともに、年末を目途に備品台帳を提出いたします。</p> <p>ご指摘のとおり、中津市基金管理事務取扱規則に基づいた様式があるにも関わらず適正に整備されていませんでした。</p> <p>整備漏れ書類につきましては補完し、今年度末までに整備を完了し、適正な事務処理を行います。</p>	